

輸出産地の形成に向けた取組について

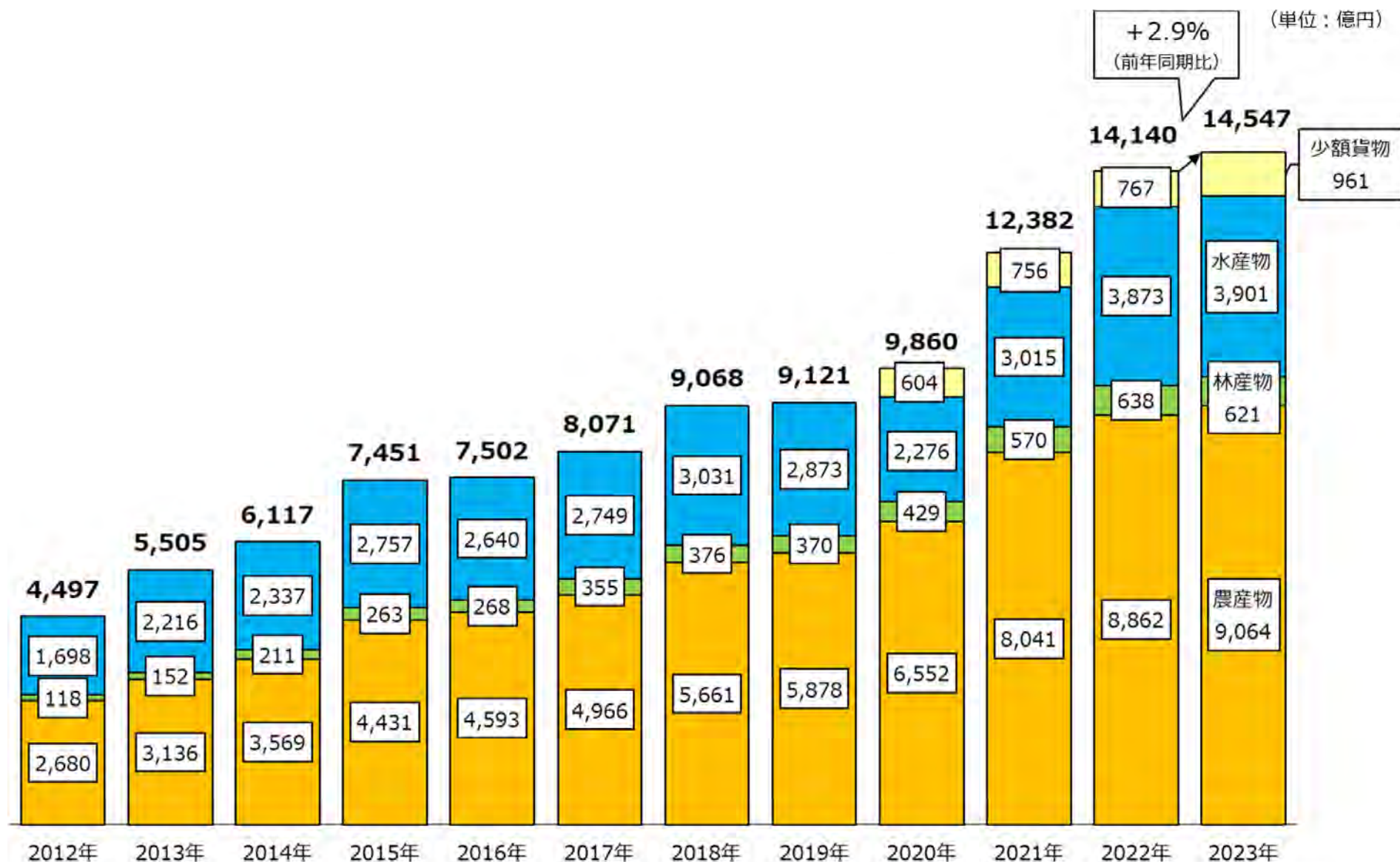


2024年3月

農林水産省

輸出・国際局

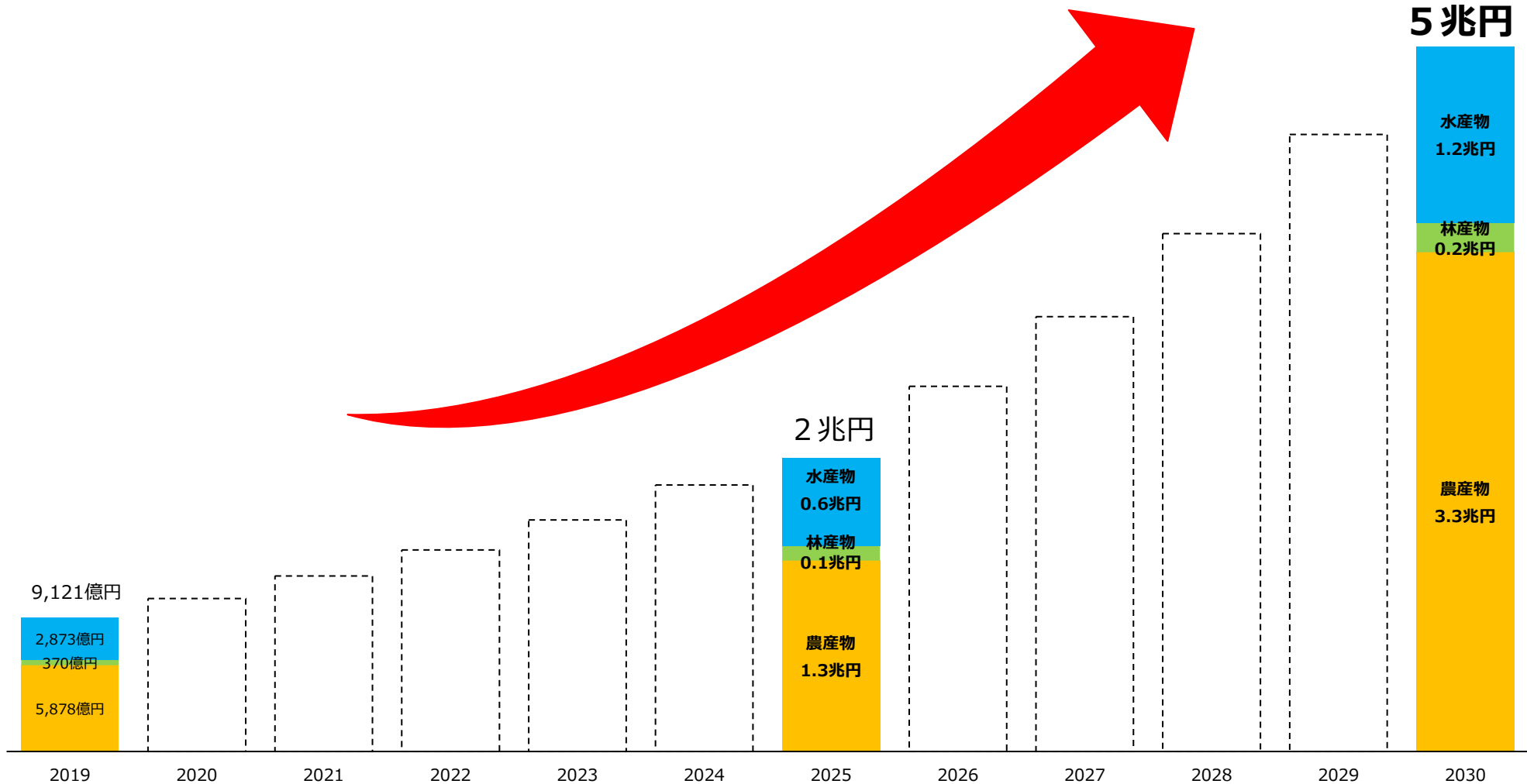
農林水産物・食品 輸出額の推移



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 政府の輸出額目標（2025年までに2兆円、2030年までに5兆円）達成には、**成長する海外市場で稼ぐ方向への転換**が必要。本戦略は農林水産事業者の利益拡大と輸出拡大を実現するために策定（令和2年12月策定、令和5年12月最終改訂）
- 輸出拡大には、**海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産販売する体制（プロダクトアウトからマーケットインへの転換）**が必要
- 本戦略では、**3つの基本的考え方**に基づいて政策を立案

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される日本の強みがある**輸出重点品目**（現在**29品目**）を選定し、**各品目でターゲット国・地域と輸出目標を設定**
- 輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う**認定品目団体の取組の強化**
- 輸出先国・地域に**輸出支援プラットフォーム**を設置し、現地で輸出事業者を専門的・継続的に支援

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- リスクを取って輸出に取り組む**事業者の投資への支援**（公庫融資、税制特例等）
- **マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開**
- **地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成を支援**するとともに、「**フラッグシップ輸出産地**」（仮称）を選定し支援
- **輸出人材の育成・確保**
- 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の**海外展開の支援**

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一体となった協議を実施**
- 輸出加速を支えるため、**輸出証明書発行や施設認定など輸出先国・地域の規制への対応**について、政府一体となって体制整備
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

輸出規制に対応できる産地の育成

- 農林水産物の輸出に際し、輸出先国から求められる各種規制は、国ごと、品目ごとに国内の基準と異なるため、国内向けの産品を、日本より規制が厳しい国へそのまま輸出することは難しい。
- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制措置を踏まえながら、規制に対応した産地をさらに増加させていく必要がある。

輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
食品衛生	○ 輸出先国から求められる衛生条件に対応した施設である旨の認定等が必要（例：米国・EU等向けの牛肉輸出には施設認定が必要）
動植物検疫	○ 輸出先国によって異なる検疫措置に対応や産地の登録が必要（例：米国向けりんご輸出には生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要、タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理が必要）
その他 （残留農薬、食品添加物、容器・包装 等）	○ 国内と異なる残留農薬基準や食品添加物規制、容器・包装基準等に対応する必要

これらの規制等に対応した産地は限定的であり、さらに増加させていく必要がある

- 牛肉輸出認定施設は、米国向け15施設、EU向け11施設、香港向け14施設、台湾向け26施設、シンガポール向け20施設（成牛処理実績のある国内の食肉処理施設123施設）
- 米国向けに園地登録されたりんごの生産園地は4園地、約7ha（全国のりんご栽培面積36,300ha）
- タイ向けに園地登録されたかんきつ類の生産園地は41園地、約26ha（全国のかんきつ類栽培面積62,100ha）

【対応が必要な輸出先国の検疫措置の例（りんご）】

輸出先国	検疫の有無	輸出規制の厳しさ			輸出実績（R3）
		生産者・園地登録	選果場の登録	その他	
香港	無	—	—	—	35億円
タイ	有	要	要	—	4億円
米国	有	要	要	・低温処理 ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査	2.5百万円

輸出規制の厳しさ

低

高

（注1）輸出拡大実行戦略における米国・EU等向け施設整備目標は25施設、台湾・シンガポール等向けは40施設（2025年）
（注2）全国の栽培面積は令和4年作物統計による

マーケットインの発想で取り組む輸出産地の育成を加速化させることが必要

輸出産地の形成に向けた支援

- 昨年から輸出産地の形成に向けて、都道府県、J A、地域商社等と連携し、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする体制づくりや輸出先国の規制・ニーズに応じて生産体系や流通体系の転換に取り組む産地への支援を行っているところ。

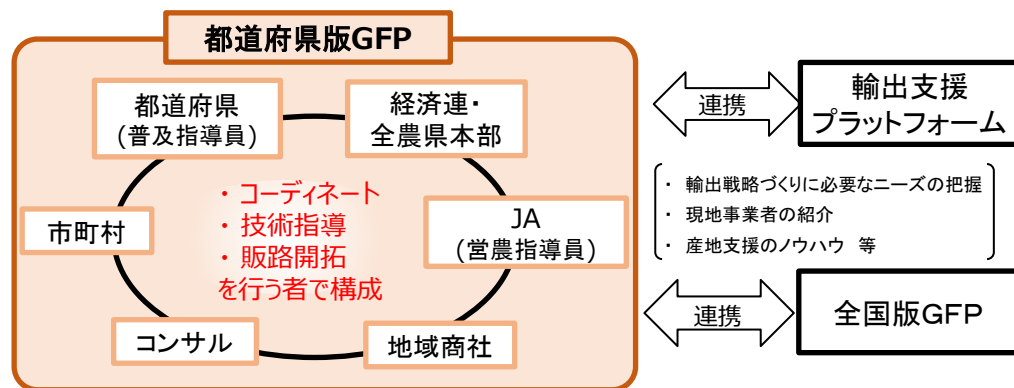
G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

- **都道府県やJ A、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**都道府県版G F Pの組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。
- R4補正では、北海道、静岡、岐阜、新潟、京都、熊本、宮崎、鹿児島、JAが事業に参画。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンハレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

都道府県版G F Pの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入

集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

グローバル産地づくり緊急対策事業のうち
GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

【令和4年度補正予算額 550百万円】

＜対策のポイント＞

海外の規制や大ロット等のニーズに対応する輸出産地を形成するため、都道府県やJAが先導し都道府県版GFPを組織化するとともに、輸出支援PFとの連携の下、輸出重点品目の生産を大ロット化し、流通コスト低減も図る旗艦的な輸出産地のモデル形成を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトの実施

550百万円

① 都道府県版GFPの組織化による推進体制の構築

都道府県やJA系統の主導により、輸出商社やコンサル等の専門家も参画した都道府県における輸出推進体制（都道府県版GFP）を組織化するとともに、輸出支援プラットフォーム等と連携して、旗艦的な輸出産地のモデル構築に向けたプランの策定など産地の輸出戦略づくりを支援します。

② 旗艦的な大ロット輸出産地のモデル構築

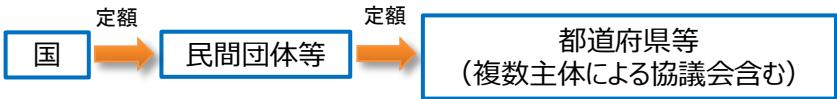
輸出重点品目を対象に、①の推進体制の下、マーケットインの発想で、規制や大ロット・周年供給等のニーズを踏まえた輸出向け生産への転換のための掛増し経費支援や、輸出向け生産のための規模拡大への支援、出口を見据えた商流構築への支援など、産地と海外が結びつき、旗艦的な大ロット輸出産地のモデルを形成する取組を支援します。

※大ロット化に併せて流通コストの2割以上低減にも取り組むことが必要です。

③ プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

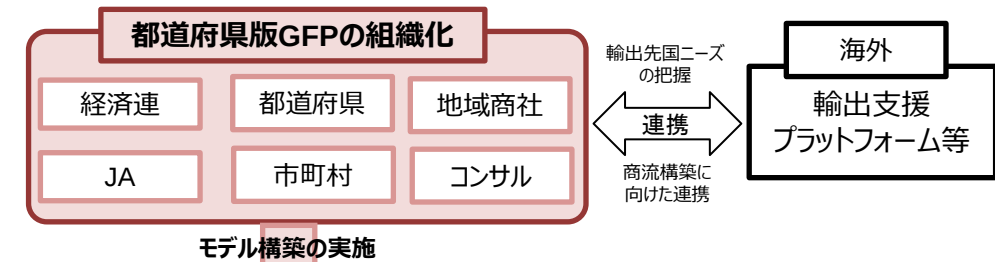
民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

①の事業



②の事業



GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト採択地区一覧



京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会(茶)

＜京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画＞

「京の米で京の酒を」推進会議(日本酒)

＜京都府、JA全農京都、酒米生産者、酒造会社等が参画＞

- ▶ 茶：輸出向けの有機栽培、減農薬栽培園地を拡大・団地化
 - ▶ 日本酒：欧州の嗜好にあった酒米(祝2号)に一齐転換するとともに、祝2号の特色を生かした日本酒を開発
- また、EU向けに茶と日本酒のコンテナ混載による輸出を拡大

熊本県(いちご、メロン)

＜熊本県、経済連・JA、輸出商社、資材業者等が参画＞

- ▶ いちご：県育成品種について、台湾向けの防除体系を確立・普及
- ▶ メロン：ニーズの高い赤肉品種への作付け転換を行うとともに、スーパークーリングシステム等を活用した鮮度保持輸送を実証

みやざき『食と農』海外輸出促進協議会(きんかん、日向夏、かんしょ)

＜宮崎県、経済連・JA、農業法人、輸出商社等が参画＞

- ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアする新たな生産体系の確立・普及により、輸出仕向けの供給量の拡大を図るとともに、出荷期間を延長
 - ▶ 日向夏(果汁)：EU向けの新たな防除体系を導入する園地への転換と併せ、紙バックに代わるEU規制に対応した容器を開発
 - ▶ かんしょ：基腐病の発生リスクの少ない地域に輸出専用団地を形成し、ドライコンテナを使った輸出により腐敗リスクを低減
- また、上記品目について近隣県の地方港からの輸出を拡大

鹿児島県(かんしょ、きんかん、ぶり・かんぱち)

＜鹿児島県、経済連、農業法人、漁協、輸出商社等が参画＞

- ▶ かんしょ：世界的な有機ニーズに対応し、輸出向けの有機栽培園地を拡大
 - ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアできるよう、防除暦の作成・県内他産地への普及により、輸出に取り組む生産者を拡大
 - ▶ ぶり・かんぱち：天然種苗に依存せず県内で育成した人工種苗の活用により持続的な輸出産地を育成
- また、上記品目について県内港からの輸出を拡大

新潟県(コメ、日本酒、錦鯉)

＜新潟県、JA、農業法人、酒造組合、錦鯉団体、輸出商社等が参画＞

- ▶ コメ：コスト低減に資する直播栽培や減農薬などの環境に配慮した生産方法への転換により競争力を強化
 - ▶ 日本酒：県オリジナルの麹菌、酵母を使った輸出用日本酒の開発と併せ、県内の小口取引をまとめて大ロットで輸出
 - ▶ 錦鯉：AI技術等を活用し病気に罹患していない商品価値の高い錦鯉の生産体系を確立
- また、上記品目の混載による地元空港からの直接輸出を拡大

北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会(コメ、かんしょ、たまねぎ)

＜北海道、ホクレン、JA、JETRO、コンサル等が参画＞

- ▶ コメ：米国向けに直播を活用した多収品種の栽培面積を拡大
- ▶ かんしょ：輸出向けのかんしょの増産・品質改善を進めるとともに、長期保管技術の確立により出荷期間を延長
- ▶ たまねぎ：台湾でのニーズが高い大玉を鮮度保持したままで届ける生産・流通体系を確立

アスノツガル輸出促進協議会(りんご)

＜(株)日本農業、生産組合、生産法人等が参画＞

- ▶ 農家段階での粗選果、木箱使用、市場までの運搬等をなくした、農家負担の小さい新たな集荷システムを導入
- ▶ 上記を通じて農家に栽培に集中してもらい、傷や色むらのない輸出向きの大玉・小玉りんごに特化した生産を拡大

静岡茶輸出拡大協議会(茶)

＜静岡県、経済連、茶生産者、茶商、JETRO等が参画＞

静岡県かんしょ輸出促進協議会(かんしょ)

＜静岡県、(株)日本農業、農業法人・生産者、資材業者等が参画＞

- ▶ 茶：県内4地区の産地で、有機栽培園地等を拡大し、地元港を活用した北米向け大ロット混載輸出を推進
- ▶ かんしょ：荒廃農地(20ha)を再生し、輸出用かんしょを増産することにより、コンテナ満載を前提とした輸出体系を構築

岐阜県農林水産物輸出促進協議会(かき)

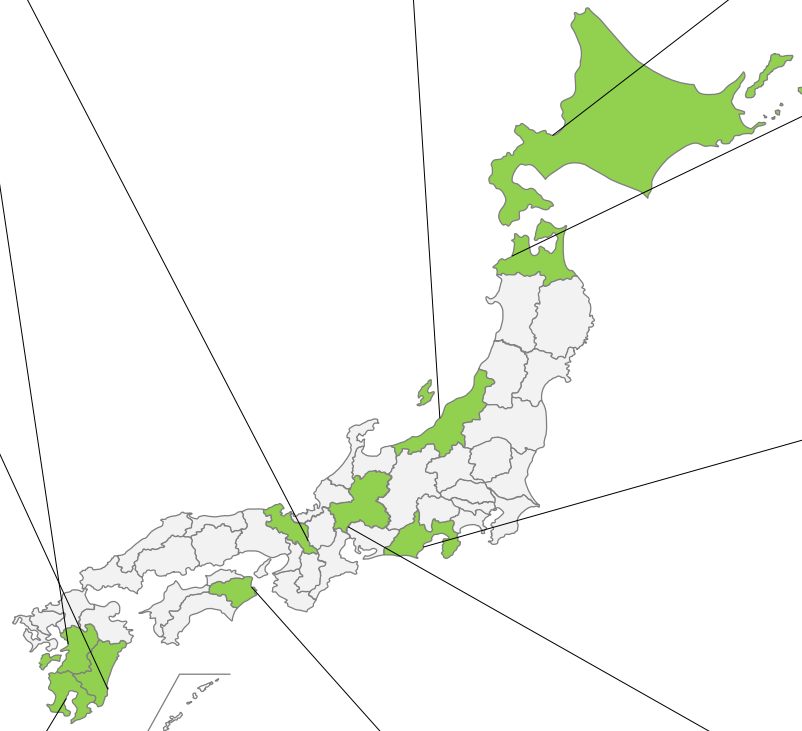
＜岐阜県、JA全農岐阜・JA、輸出商社、JETRO等が参画＞

- ▶ 県内3地区で選果梱包施設の認定を取得し、タイの検疫条件等に対応した県オリジナルブランド柿をはじめとする柿の輸出産地を形成
- ▶ 品質保持技術の確立と併せ、貯蔵・包装を行う中間拠点の設置により効率的な物流ルートを構築

徳島県(いちご)

＜徳島県、(株)世界市場、農業法人、農業メーカー等が参画＞

- ▶ 台湾向けいちごの産地形成に向け、輸出商社と農業メーカーが連携し、防除暦を作成、普及
- ▶ 鮮度保持技術の知見を有する技術者による研修を行うとともに、フライト時刻から逆算して出荷から現地までのコールドチェーンを確立



GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

＜対策のポイント＞

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先を対象に生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 1,000百万円

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

東南アジアや欧米など規制の厳しい**新たな輸出先国・地域**を対象に生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者等の**地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の組織化**や**輸出支援プラットフォーム**等との連携に係る取組を支援します。

②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

①の推進体制の下、海外の大規模な実需者と連携するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する**大規模輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図る**。具体的には、生産・流通体系の転換を行いながら、

- ・遊休農地等の活用による輸出向け生産の拡大
- ・産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保
- ・海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

等を目指す**モデル的な取組に対して、必要な経費や所得損失リスクへの支援**を実施します。

※①及び②両方の取組を行うことが必要です。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

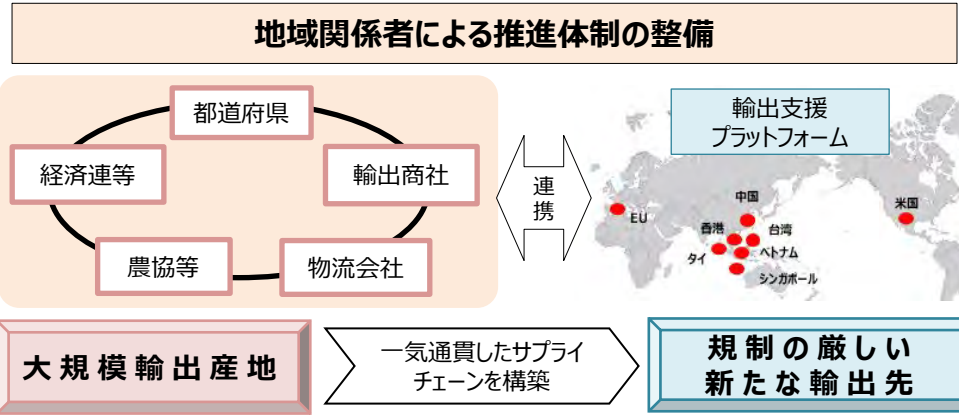
民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト】



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

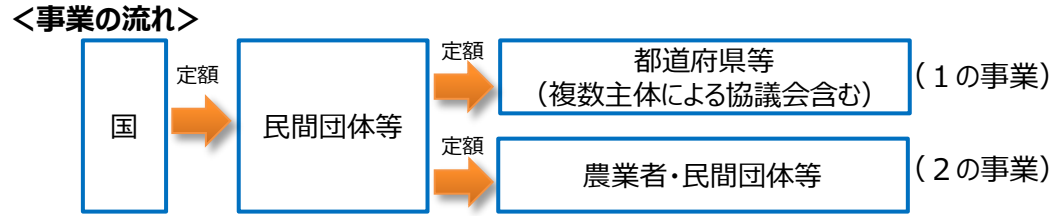
1. 大規模輸出産地モデル形成等支援（新規）

①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・販売に係る地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②**大規模輸出産地のモデル形成**
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出手向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**
※①及び②両方の取組を行うことが必要です。
※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。



【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による推進体制の整備

輸出産地

一気通貫したサプライチェーンを構築

輸出先国・地域

(生産面の転換)

- 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- 耕作放棄地を活用した輸出用生産の拡大 等

(集荷・流通面の転換)

- 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等

生産面や集荷・流通面の転換

輸出促進に関する国とJAグループとの連携体制



- 大規模輸出産地の形成に当たっては、国内流通の大宗を占めるJAグループの取組が必要不可欠。JAグループが総力を挙げ、輸出産地の課題を踏まえたより効果的な指導を行うことができるよう、農林水産省とJAグループとが協議する場を設け、連携して輸出産地を育成することとしたところ（本年1月に輸出関係連絡協議会を設置）。

輸出関係連絡協議会

【構成員】

- ・(一社)全国農業協同組合中央会代表理事会長、 全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長、
農林中央金庫代表理事理事長
- ・農林水産大臣、農林水産省輸出・国際局長

年1回程度定期的に意見交換

検討課題

- ① **輸出先国の規制やニーズに対応したモデル輸出産地の形成：**
輸出に意欲のある農協を対象に、重点的なサポートを実施
- ② **効率的な輸出物流体制の構築：**
国内コールドチェーンの構築等を通じてロス率の小さい効率的な輸出物流を確立
- ③ **輸出人材の育成：**
農業者、JA職員等を対象とした研修等の充実により、輸出を担う人材を育成

輸出関係連絡協議会WG(現行のJAグループと農林水産省の輸出関係連絡協議会を改組)

【構成員】

(一社)全国農業協同組合中央会農政部次長、全国農業協同組合連合会参事、農林中央金庫営業企画部部長、農林水産省輸出促進審議官、輸出・国際局輸出企画課長、輸出支援課長、国際地域課長、(独)日本貿易振興機構農林水産食品部長

輸出産地形成に向けた関係者の声

- 今後、農林水産物の輸出の拡大を図っていく上で、規制に対応した生産を行っている輸出産地の見える化や、輸出産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援の実施など、国内産地や海外バイヤー等関係者の意見を踏まえ、効果的な施策を講じていくことが必要。



国内産地

輸出の取組を始めたいが、
海外の規制にどのように対応したか等について先進的な輸出産地の取組を参考にしたい



海外バイヤー

日本産の農林水産物を取り扱いたいが、
・どこの産地と交渉をして良いのかが分からない、
・どのようなところで、どのような生産を行っているか産地のイメージがわからない



大規模
輸出産地

すでに一定の規模で輸出に取り組んでいるが、
商流を拡大し、輸出産地としてさらに発展できるよう、
産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援をお願いしたい

「フラッグシップ輸出産地」の選定

- 海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、求められる量で継続的に取り組む輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表する仕組みづくりを進め、輸出産地の増加とあわせて、フラッグシップ輸出産地の更なる拡大・発展を後押し。

◆「フラッグシップ輸出産地」の選定・公表

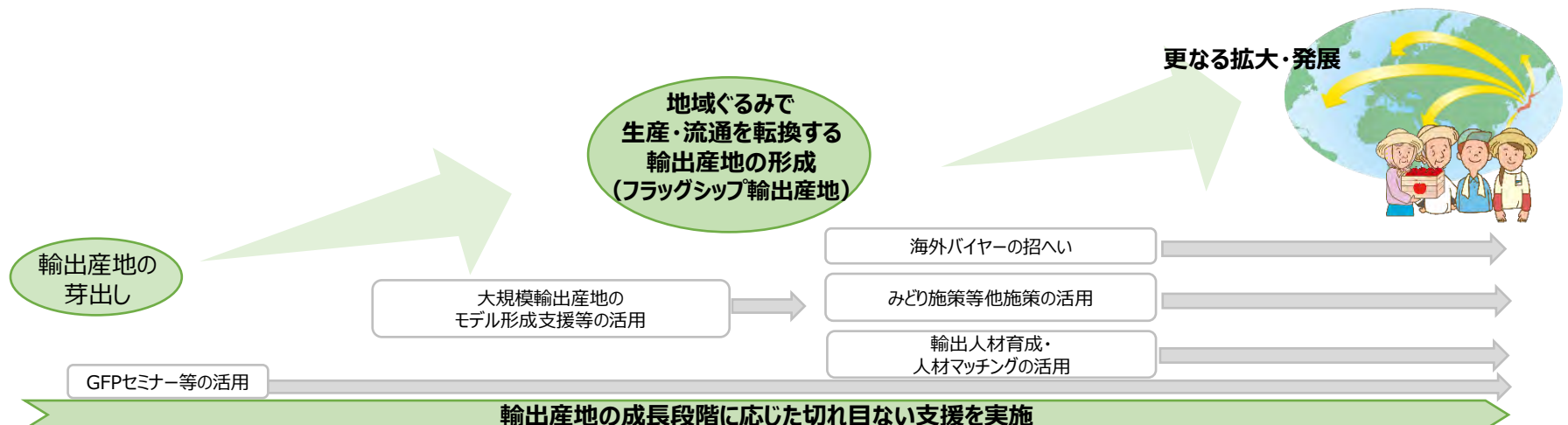
〔対象となる産地〕

- ・ 一次産業を主体としてまとまりをもって輸出に取り組む
 - ① 農協・漁協
 - ② 複数の生産者と連携する農業法人等
 - ③ 集落営農

〔選定要件〕

- ・ 輸出先国・地域のニーズや、動植物検疫等の規制に対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出していること 等
- ※ 農産物、畜産物、水産物、林産物別に、要件を検討

- 「フラッグシップ輸出産地」を手本として**輸出産地の横展開**を図るとともに、生産者の輸出への意識向上を図る。
- 「フラッグシップ輸出産地」に対しては、**海外バイヤーの招へい、みどり施策等の他施策を活用した支援、GFPによる輸出人材育成や人材マッチング等のサポートの強化**など、切れ目ない支援を行うことにより、その更なる拡大・発展を後押し。



「フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議」における検討事項

1 フラッグシップ輸出産地の選定基準の策定

農産物、畜産物、水産物、林産物の品目ごとの実態等を踏まえ、フラッグシップ輸出産地の選定基準を策定

2 フラッグシップ輸出産地の選定

候補産地の中から、選定基準に基づき評価を行い、フラッグシップ輸出産地を選定

3 フラッグシップ輸出産地向け施策など輸出産地の成長段階に応じた切れ目ない支援の検討

フラッグシップ輸出産地に対する施策など、輸出産地の成長段階に応じた施策を検討

	今後のスケジュール
R6年3月	有識者会議の設置
4月	○ フラッグシップ輸出産地の選定基準の策定 募集開始
5月	↓
6月	第1次フラッグシップ輸出産地選定 ※候補産地の中から、選定基準に基づき評価を行い、 フラッグシップ輸出産地を選定

○ 募集については自薦の他、都道府県等からの推薦を検討

○ 都道府県には、

- ・募集についての各産地への周知
- ・募集のサポート
- ・都道府県内の産地との調整・とりまとめ

など本取組への積極的な協力をお願いしたい。

※ 第1次選定については、青果物・コメ・茶・畜産物を対象に行うこととし、林産物・水産物については、その後に検討予定。

第3回 都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムの開催について(案)

令和6年3月

農林水産省 輸出・国際局

都道府県と輸出支援プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という)との連携を強化し、都道府県の海外プロモーションのより効果的な実施を図るため、第3回都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを開催すべく下記のとおり調整中ですので予めお知らせいたします。

1. 日時・場所

日時:令和6年5月16日(木)

場所:共用第1会議室(農林水産省 本館7階 ドア番号 NO.767)

2. 開催方法

【第一部】全体会合 : ハイブリッド方式

【第二部】分科会会合: 対面のみ

3. 議題

【第一部】全体会合

- ① 冒頭挨拶
- ② 農林水産省からの情報共有
- ③ 意見交換

【第二部】分科会会合

- ・ 各国・地域の複数のプラットフォーム関係者からの活動紹介
- ・ 各プラットフォーム関係者との個別意見交換(フリーセッション)

※具体的な議論内容は後日案内

4. その他

- ・ 分科会会合終了後、省内にて立食での懇親会を実施。
- ・ 省内に控室を用意。

－ 以上 －

(別紙1)

都道府県・輸出支援 PF 連携フォーラム開催要綱

(設置)

第 1 条 都道府県と輸出支援プラットフォーム(以下「PF」という)との連携を強化し、都道府県の海外プロモーションのより効果的な実施を図るため、都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラム(以下「フォーラム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 フォーラムの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県と PF が行う活動にかかる情報共有に関すること
- (2) PF 設置国・地域に関し都道府県が実施する産地育成やプロモーション等における連携に関すること
- (3) その他、都道府県とPFの連携の強化に関すること

(組織)

第 3 条 フォーラムは、農林水産省輸出・国際局国際地域課海外連携グループ(以下連携 G)の長、地方農政局輸出促進課長(北海道にあっては北海道農政事務所事業支援課長、沖縄にあっては沖縄総合事務局食料産業課長)及び都道府県輸出担当部局の担当課長をもって構成する

- 2 フォーラムの事務局は、連携 G が地方農政局輸出促進課の協力を得て担当する。

(会議)

第 4 条 フォーラムは、毎年2回、1 月及び 9 月に開催する。必要な場合、これらに加えて臨時会を開催する。

- 2 フォーラムは、全体会及び分科会で構成する。分科会は、個別の課題について構成員の一部をもって議論することが適当と認められる場合に開催する。

(運営)

第 5 条 全体会合は原則公開、分科会会合は原則非公開とする。